

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン石巻ショッピングセンター  
石巻市蛇田西部土地区画整理事業15街区

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社代表取締役 村井 正平  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 市町村の意見の概要

今回の計画については、開店時刻の繰り上げによる早朝の自動車等の往来が増すことが考えられることから、近隣住宅地への自動車交通騒音等の影響に留意した駐車場利用の対策が必要になってくる。

また、石巻市立蛇田中学校はイオン石巻ショッピングセンターと隣接しており、開店時刻及び駐車場利用時刻が早まることで、生徒の登校時間と重なる。さらに雨天時等の生徒の通学は保護者が自家用車で送迎している場合が多く、学校周辺の交通混雑が予想される。

以上から、自動車交通騒音等の影響があること、生徒の通学に交通事故の危険性が高まることから、これらに十分配慮した駐車場利用の対策を講じられたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成24年10月10日から平成24年11月12日まで（ただし、閉庁日を除く。）